



令和2年9月14日（月）

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課

課長 神田 康 幸

課長補佐 山 谷 良 子

電話 017-721-2003

報道関係者各位

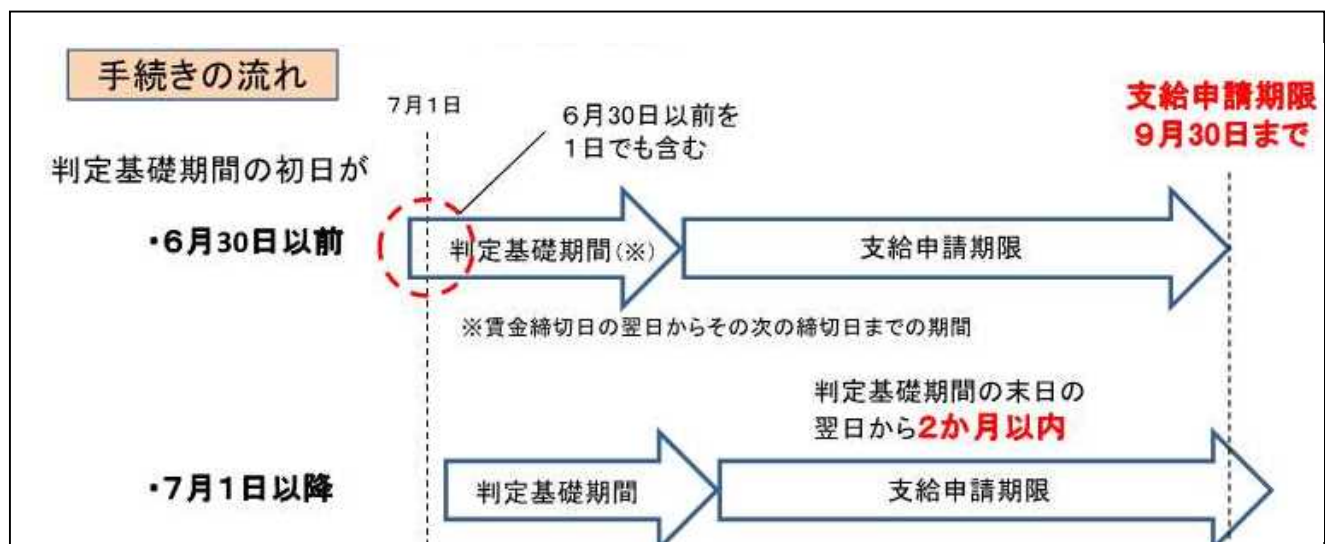
雇用調整助成金等の申請期限について（周知）

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間（※1）の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日（※2）から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日までに申請ができます。

なお、7月1日以降については、判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内となりますので、ご注意ください。

※1 判定基礎期間とは、毎月の賃金の締め切り日の翌日から次の締め切り日までの期間

※2 緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日



「雇用調整助成金の相談窓口」

- 1 県内各ハローワークまたは青森労働局職業安定部職業対策課の助成金窓口
- 2 対応時間 8：30～17：15（土日・祝日を除く）

※ なお、支給申請の提出については管轄ハローワークとなります。

【別添資料】

○リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました。」

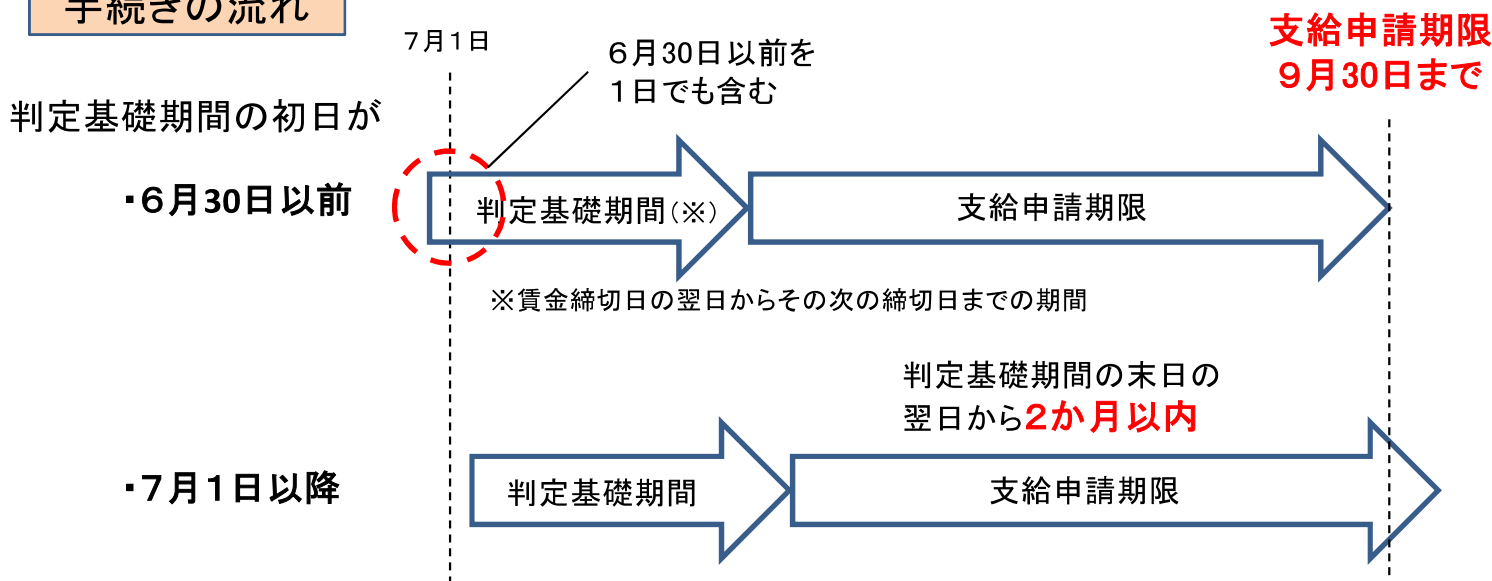
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

特例措置の内容

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができるようになりました。

(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

手続きの流れ



判定基礎期間の初日が6月30日以前の休業等に関する雇用調整助成金等の支給申請は

令和2年9月30日まで (郵送の場合は必着)

6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。

その他の特例措置の内容

その他の特例措置の情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

ご不明な点は下記のコールセンターまでお問合せください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む